

須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付要領

(目的)

第1 全国大会等に出場する団体及び個人に対して、大会での活躍を激励するとともに、スポーツ競技の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「全国大会等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全日本選手権大会（国、全国を統一する体育団体又は日本スポーツ協会加盟競技団体が主催する大会等）
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 国際競技大会（オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会、パラリンピック等）に選考を経て国の代表選手として出場する場合
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会が主催する全国大会
- (6) 国の定める行政機関（スポーツ庁、厚生省等）が主催する全国大会
- (7) 予選会（選考会）を通過又は、各競技団体等の推薦を受け都道府県代表選手として出場する全国大会

(交付対象者)

第3 激励金交付の対象者は次に掲げる者とする。ただし、須坂市小・中・高等学校競技会・発表会等出場選手激励金の交付対象者及び須坂市スポーツ協会ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場に関する激励金の交付対象者（第2第4号に出場する者を除く。）を除く。

- (1) 個人 市内に住所を有する者又は勤務している者（大会要綱等に定める監督及びコーチ等を含む。）
- (2) 団体 市内に活動拠点を有し、構成員の半数以上が市内在住在勤者で構成されている団体。
- (3) 大会要綱等により種目が明確に区別される団体競技については、種目毎に別団体として取り扱うことができる。
- (4) 第2第4号に規定する大会に出場する者は、市外に住所を有する者で、市内に在住履歴があり、かつ、1親等親族が市内に在住する者を含む。
- 2 同一年度において対象となるのは1人1回とする。（第2第4号に出場する者を除く。）

(交付額)

第4 激励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 個人で全国大会に出場する場合 | 3,000 円 |
| (2) 第2第4号に規定する国際競技大会に個人で出場する場合 | 10,000 円 |
| (3) 団体に全国大会に出場する場合 | 50,000 円以内 |
| (4) 第2第4号に規定する国際競技大会に団体に出場する場合 | 100,000 円以内 |

2 第4第3号から第4号まで定める団体の人数及び交付額は次のとおりとする。

- (1) 監督、コーチを含めた人数
- (2) 大会に出場する者（大会へ提出する申込み者）の人数
- (3) 第4第3号の交付額は、10人未満の場合、人数に3,000円を乗じた額とし、10人以上は50,000円とする。
- (4) 第4第4号の交付額は、10人未満の場合、人数に10,000円を乗じた額とし、10人以上は100,000円とする。

（交付の手続）

第5 市長は、激励金を交付するときは、本人又は本人以外の者に須坂市スポーツ競技全国大会等出場者連絡票の提出を大会日前日までに求めるものとする。

（結果の報告）

第6 激励金を交付された者は、大会終了後速やかに、須坂市スポーツ競技全国大会等出場結果報告書を市長に提出するものとし、大会に出場しなかった場合は激励金を返還するものとする。

（補則）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。